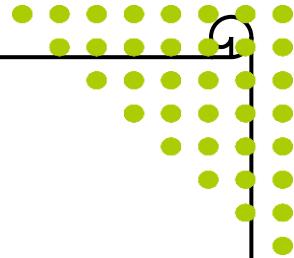


# 手話サービス

## はじめました



きこえや発話に障がいがあるなど電話の利用が困難な方を対象に、長岡市役所への問合せをアプリのビデオ通話機能・トーク機能を利用して、市の手話通訳者と手話による通話、メッセージの送受信ができるサービスです

- 利用時間：平日午前8時30分～午後5時（年末年始を除く）
  - 利用方法：お使いのスマートフォン、タブレットなどを窓口に持参するか、下記アドレス宛にメールを送信してください
- ※利用規約をお読みいただき、承諾の上でサービスをご利用ください  
 ※利用料は無料ですが、通信料は利用者負担となります  
 ※手話通訳者の不在などによりサービス提供ができない場合があります



ながおかきょう手話サービスについてのお問い合わせ

長岡市役所障がい福祉課

FAX : 952-0001 電話 : 955-9710

[syougaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp](mailto:syougaifukushi@city.nagaokakyo.lg.jp)

## 「ながおかきょう手話サービス」利用規約

「ながおかきょう手話サービス」は、下記の条件で実施するものとし、サービスを利用する者は、利用規約を承諾し同意したものとします。

### 1. 内容

聴覚及び音声言語に障がいがあることなどにより、長岡市役所へ音声による電話の通話ができない者と、ビデオ通話機能を利用した手話通訳者との手話による通話、トーク機能を利用したメッセージの送受信を提供するものです。

### 2. 提供

#### ① 提供日及び提供時間

平日（土・日・祝祭日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時まで

※手話通訳者等が不在もしくは窓口対応等によりサービスの提供ができない場合があります。

#### ② 対応する職員

サービスは長岡市が直接実施するものとし、手話通訳者等が対応します。

#### ③ 提供条件

次に掲げるような場合、サービス提供を中止することがあります。

1) 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と長岡市が判断したもの。

2) 利用者に代わり用件を済ませる又は交渉する内容の場合。

### 3. 利用対象者

①利用ができる者は、長岡市内に居住し、聴覚及び音声言語に障がいがあることなどにより、音声による電話の通話ができない者。

②長岡市が利用を適当と認めた者。

### 4. サービスの利用料

利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なスマートフォン、タブレット等の通信料は、利用者負担となります。

### 5. サービスに利用するアプリ

利用するアプリは、ビデオ通話利用は LINEWORKS、トーク利用は LINEWORKS 又は LINE とし、利用者はそれが利用できる環境を自ら整えるものとします。なお、アプリの機能や安全性、個人情報の取扱いについて、長岡市は一切責任を負いません。

### 6. その他

通信状況によってはサービスの提供ができない場合があります。その他、自然災害等何らかの事情によりサービスが提供できない場合でも一切の責任は負いません。